

令和 5 年 4 月 1 4 日
(公社) あおもり農業支援センター

農地中間管理事業及び農地売買等事業に係る手数料の徴収について

農地中間管理事業及び農地売買等事業（以下「農地中間管理事業等」という。）に係る手数料徴収の基本的な考え方及び用途等については、下記のとおりです。

記

1 手数料徴収の基本的な考え方

公益社団法人あおもり農業支援センター（以下「支援センター」という。）が実施する農地中間管理事業等については、人件費や事務経費のほとんどが国及び県の補助金で賄われています。

しかし、国や県の補助対象とならない用途（県派遣職員等に係る人件費やセンター運営費の一部）については、支援センターが独自に財源を確保する必要があります。

このため、支援センターでは、農地中間管理事業等を安定的かつ継続的に実施していく観点から、補助対象外経費に充当するための金額を事業参加者から手数料として徴収することとしています。

2 手数料収入の用途の詳細

- 県派遣職員の人件費
- 支援センター職員の人件費
- 支援センターの運営に必要な以下の経費
 - ・租税公課
 - ・運用資金等に係る借入資金の支払利息
 - ・振込手数料
 - ・農地売買等事業の市町村への業務委託費 等

3 手数料収入の積算根拠等

手数料は、事業参加者の1件当たりの賃借料等に、一定割合を乗じて徴収しています。なお、率については、上記2の経費を賄う最低限の率を計上しています。

- 農地中間管理事業
出し手・受け手とも1件あたり賃借料の0.5%（最低100円）
- 農地売買等事業
出し手・受け手とも1件あたり売買代金の1.0%（買入協議の出し手は1.5%）